

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年6月17日

支出負担行為担当官

東京法務局長 山西 宏 紀

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

令和2年度成年後見登記及び動産・債権譲渡登記の事務に係る業務委託

#### (2) 仕様等

入札説明会にて配布する入札説明書及び仕様書による。

#### (3) 実施期間

令和2年10月1日から令和6年9月30日まで

#### (4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から上記加算金額を除算した金額を入札書に記載すること。

### 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

#### (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

#### (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

#### (3) 次のいずれかに該当する者で、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

ア 平成31・32・33年度（令和1・2・3年度）法務省競争参加資

格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、A又はB等級に格付けされている者であること。

イ 平成31・32・33年度（令和1・2・3年度）法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、C等級に格付けされている者で、本件競争入札に係る役務の提供と同等以上の仕様の役務の提供の履行実績を有することを証明できる者であること。

(4) 契約の相手方として不適當でなく契約の相手方として不適當な行為をしない者であること。

なお、契約の相手方として不適當な者及び不適當な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。

ア 契約の相手方として不適當な者

(ア) 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(イ) 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(ウ) 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持，運営に協力し，又は関与しているとき。

(エ) 役員等が，暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(オ) 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適當な行為をする者

(ア) 暴力的な要求行為を行う者

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし，又は暴力を用いる行為を行う者

(エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(ウ) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 契約条項を示す場所及び入札説明書等の配布場所等

(1) 契約条項を示す場所及び入札説明書等の配布場所

〒102-8225

東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎6階

東京法務局総務部会計課用度係（担当：青木）

電 話 03-5213-1259

F A X 03-5213-1377

(2) 配布期間

入札説明会終了後から令和2年8月4日（火）まで

午前8時30分から午後5時00分まで（正午から午後1時00分までの間は除く）

4 入札説明会・業務説明会及び現地説明会の日時及び場所

(1) 入札説明会・業務説明会

令和2年7月14日（火）午前10時00分

東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎14階

共用会議室

※入札説明会・業務説明会への参加を希望する者は、当日の準備の都合上、極力、上記3(1)宛てFAXにより事前に連絡すること。

(2) 現地説明会

ア 成年後見登記に関する業務

令和2年7月14日（火）午前11時00分

東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎4階

東京法務局民事行政部後見登録課

イ 動産・債権譲渡登記に関する業務

令和2年7月14日（火）午後2時00分

東京都中野区野方一丁目34番1号 東京法務局中野庁舎3階

東京法務局民事行政部動産登録課及び債権登録課

※現地説明会への参加を希望する者は、当日の準備の都合上、前日の正午までに、上記3(1)宛てFAXにより連絡すること。

上記期限までに参加希望者がなかった場合には、当該業務における

現地説明会は実施しない。

## 5 質問書の提出期限等

### (1) 提出期限

令和2年7月22日（水）午後5時00分

（FAX，電子メール及び郵送等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書事業者若しくは同条第9項に定める特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便を利用することをいう。以下同じ。）の場合は必着）

### (2) 提出場所

#### ア 成年後見登記に関する業務について

〒102-8226

東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎4階

東京法務局民事行政部後見登録課（担当：三好）

電話 03-5213-1395, 1359, 1424

FAX 03-5213-1425

電子メール t.miyoshi.6az@i.moj.go.jp

#### イ 動産・債権譲渡登記に関する業務について

〒165-0027

東京都中野区野方一丁目34番1号 東京法務局中野庁舎3階

東京法務局民事行政部動産登録課及び債権登録課（担当：若井）

電話 03-3389-3362

FAX 03-3389-3771

電子メール dousan\_tokyo\_moj\_bal@i.moj.go.jp

### (3) 提出方法

書面（様式は任意とする。ただし，質問者の会社（法人）名，所属部署名，担当者氏名及び連絡先を明らかにすること。）にて持参，FAX，電子メール又は郵送等により行うものとする。

なお，提出に際しては，自己の責任において到達確認を行うこと。

## 6 事前提出書類の提出期限等

### (1) 提出期限

令和2年8月4日（火）午後5時00分

(郵送等の場合は必着)

(2) 提出場所

上記3(1)のとおり

(3) 提出書類

ア 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し(4部)

イ 履行証明書(証明書, 補足説明等添付)

ウ 会社案内等

エ 誓約書

予決令第70条の規定に該当しない者であること等を誓約した書面

オ 法令の遵守に関する申出書

カ 誓約書(役員等名簿添付)

契約の相手方として不適当な者及び契約の相手方として不適当な行為をする者でない者であることを誓約した書面

キ 価格証明書

表題は「価格証明書」とし, 値引きを考慮しない定価ベースによる積算内訳(見積条件については, 上記3(1)に問い合わせること)を記載して, 入札者が署名又は記名押印を行うこと。

(4) 提出方法

持参又は郵送等により行うものとする。

なお, 提出に際しては, 自己の責任において到達確認を行うこと。

7 入札書の提出期限等

(1) 提出期限

令和2年8月18日(火)午後5時00分

(郵送等の場合は必着)

(2) 提出場所

上記3(1)のとおり

(3) 提出方法

持参又は郵送等により行うものとする。

なお, 提出に際しては, 自己の責任において到達確認を行うこと。

8 開札の日時及び場所

令和2年8月19日(水)午前10時00分

東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎12階  
東京法務局専用会議室

9 入札保証金及び契約保証金  
免除

10 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語等

入札及び契約手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。

(2) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、上記6に示す書類を指定期日までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 詳細は入札説明書による。

以上